

別 紙

○ 技術管理者の要件（解体工事業に係る登録等に関する省令 第7条）

次のA～Eのいずれかに該当する者

A 次のいずれかに該当する者	
1) 大学	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、 解体工事業に関し2年以上の実務経験を有する者
2) 高等専門学校	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、 解体工事業に関し2年以上の実務経験を有する者
3) 高等学校	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、 解体工事業に関し4年以上の実務経験を有する者
4) 中等教育学校 ^{注2)}	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、 解体工事業に関し4年以上の実務経験を有する者
5) 解体工事業に関し8年以上の実務経験を有する者	
B 次のいずれかの資格を有する者	
6) 1級建設機械施工技士	
7) 2級建設機械施工技士（種別「第1種」又は「第2種」に限る。）	
8) 1級土木施工管理技士	
9) 2級土木施工管理技士（種別「土木」に限る。）	
10) 1級建築施工管理技士	
11) 2級建築施工管理技士（種別「建築」又は「躯体」に限る。）	
12) 1級建築士	
13) 2級建築士	
14) 1級のとび・とび工の技能検定に合格した者	
15) 2級のとびあるいはとび工の技能検定に合格した後、解体工事業に関し1年以上の実務経験を有する者	
16) 技術士（2次試験のうち建設部門に合格した者に限る。）	
C 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は指定する講習を受講した者	
1) 大学	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、 解体工事業に関し1年以上の実務経験を有する者
2) 高等専門学校	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、 解体工事業に関し1年以上の実務経験を有する者
3) 高等学校	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、 解体工事業に関し3年以上の実務経験を有する者
4) 中等教育学校 ^{注2)}	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、 解体工事業に関し3年以上の実務経験を有する者
5) 解体工事業に関し7年以上の実務経験を有する者	
D 国土交通大臣が指定する試験に合格した者	
E 国土交通大臣が上記A～Dと同等以上の知識及び技能を有すると認定した者	

注1) 土木工学科等とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む。）、都市工学、衛生工学、交通工学、建築学に関する学科をいう。

注2) 中等教育学校とは、いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校のことをいう。

※C 「国土交通大臣が指定する講習」とは、下記の2団体が実施する解体工事施工技術講習が該当する。

※D 「国土交通大臣が指定する試験」とは、下記の2団体が実施する解体工事施工技士の試験が該当する。

・（公社）全国解体工事業団体連合会（東京都中央区）

・（株）日本解体工事技術協会（平成20年12月31日に廃止、受講修了証や合格証明書の再発行等事務の一部については、（公社）全国解体工事業団体連合会に引き継がれている。）